

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社東邦システムサイエンス	コード	4333
提出日	2025/6/6	異動(予定)日	2025/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて新たに植村明氏を社外取締役へ、社外監査役木之下圭氏が退任し、新たに工藤克彦氏を社外監査役へ、それぞれ選任する議案が付議されるとともに、独立役員として選任するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし					
1	柳瀬 俊也	社外取締役	○											△							
2	中森 伸一	社外取締役	○											△							
3	森田 宏之	社外取締役	○											△							
4	植村 明	社外取締役	○															○	新任		有
5	兵働 広記	社外監査役	○											△							有
6	工藤 克彦	社外監査役	○											△					新任		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	社外取締役 柳瀬俊也氏は大正海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)の出身で、同社は当社の取引先であり、ソフトウェア開発に係る取引が存在しておりますが、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。また、資本的關係としては、同社は当社株式の0.61%を保有しておりますが主要株主に該当しないことから、その重要性はないものと判断しており、それ以外の人的関係、資本的關係及びその他の利害関係はありません。	柳瀬俊也氏は大手損害保険会社出身で、長年情報システム部門で経験を積み、特に損保及びデジタル系の情報システムに精通し、また大手損害保険会社のシステム関連会社にて代表を務められるなど企業経営者としての幅広い経験と高い見識、高い倫理観を有しております。同氏の選任理由としては、筆頭社外取締役として取締役会において経営陣から独立した客観的な視点で助言・提言をいただき、また当社のデジタルビジネスへの注力をさらに図るため、専門的な経験と高い見識に基づき、損害保険分野のシステム開発にかかる戦略の立案など具体的な施策に至るまでの助言をいただくためであります。 なお同氏は独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
2	社外取締役 中森伸一氏は富士通株式会社出身で、同社は当社の取引先であり、ソフトウェア開発に係る取引が存在しておりますが、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。また、それ以外の人的関係、資本的關係及びその他の利害関係はありません。	中森伸一氏は大手コンピュータメーカー出身で、長年ソリューションビジネスに携わり、またそのサービス事業関連のグループ会社で代表を務められ、企業経営者としての幅広い経験と高い見識、高い倫理観を有しております。同氏の選任理由としては、取締役会において経営陣から独立した客観的な視点で助言・提言をいただき、また当社の事業に不可欠となる人材開発の強化・推進をさらに図るため、人材の育成や人事制度設計等に助言をいただくためであります。 なお同氏は独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
3	社外取締役 森田宏之氏は新日鉄情報通信システム株式会社(現日鉄ソリューションズ株式会社)の出身で、同社と当社は両社が互いに強みとする事業領域および付加価値サービスを活かし、組み合わせることで、お客様への質の高いサービスの提供とDX推進を加速させ、社会課題を解決し、社会の発展に貢献していくとともに、より一層の企業価値の向上を目指すべく、資本業務提携契約を締結しております。資本的關係としては、同社は当社株式の3.37%を保有しておりますが、主要株主に該当しないことから、その重要性はないものと判断しております。また同社は当社の取引先であり、ソフトウェア開発に係る取引が存在しておりますが、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。また、それ以外の人的関係、資本的關係及びその他の利害関係はありません。	森田宏之氏は大手ソリューション・サービス会社出身であり、代表取締役社長等要職を歴任し、企業経営における豊富な経験に裏打ちされた高い見識、人格及び倫理観を有しております。また、金融、産業・流通等ソリューション事業や財務、会計経験などコーポレートガバナンス領域 含め、幅広い分野に精通しております。同氏の選任理由としては、取締役会において経営陣から独立した客観的な視点で助言・提言をいただき、また当社のビジネスプロセスの革新、ビジネスモデルの変容及びコーポレートガバナンスの高度化を図るため、高い見識に基づき、戦略の立案など具体的な施策に至るまでの助言をいただくためであります。 なお同氏は独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
4		植村明氏は大手ソリューション・サービス会社出身で、長年通信・産業システム部門を担当され、専門的な高い知識を有し、また金融ソリューションシステム会社の代表取締役社長を経験するなど企業経営者としての幅広い経験と高い見識、高い倫理観を有しております。同氏の選任理由としては、取締役会において経営陣から独立した客観的な視点で助言・提言をいただき、また通信・金融ソリューションに関する専門的な知識・経験に基づく戦略の立案などの適切な助言をいただくためであります。 なお同氏は独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、新たな独立役員として指定しております。
5	社外監査役 兵働広記氏はパロース株式会社(現BIPROGY株式会社)出身で、同社は当社の取引先であり、ソフトウェア開発に係る取引が存在しておりますが、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。また、資本的關係としては、同社は当社株式の5.07%を保有しておりますが、主要株主に該当しないことから、その重要性はないものと判断しており、それ以外の人的関係及びその他の利害関係はありません。	兵働広記氏は大手コンピュータメーカー出身で、営業部門、ITソリューション部門などを担当され、豊富な関連知識を有し、また関連会社の代表を経験するなど企業経営者としての幅広い経験と高い見識、高い倫理観を有しております。同氏の選任理由としては、取締役会及び監査役会に客観的な視点で助言・提言をいただき、また専門的な知識・経験に基づく適切な助言と実効性の高い監査を当社の監査体制に活かしていただくためであります。 なお同氏は独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

6	<p>社外監査役 工藤克彦氏は三井信託銀行（現三井住友信託銀行）出身で、同社は当社の取引先であり、ソフトウェア開発に係る取引が存在しておりますが、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。また、それ以外の人的関係、資本的關係及びその他の利害関係はありません。</p>	<p>工藤克彦氏は大手金融業界出身で、システム企画を担当され専門的な高い知識を有しております。また関連会社の取締役社長を経験するなど企業経営者としての幅広い経験と高い見識、高い倫理観を有しております。同氏の選任理由としましては、取締役会及び監査役会に客観的な視点で助言・提言をいただき、また専門的な知識・経験に基づく適切な助言と実効性の高い監査を当社の監査体制に活かしていただくためであります。</p> <p>なお同氏は独立役員 の定義に該当し、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、新たな独立役員として指定しております。</p>
---	--	--

#### 4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員 の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員 の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員 の相互就任の關係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員 の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員 を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。